

アンケート票

I 基本情報 … まず、あなた自身についてお伺いします。

問1 あなたの性別に○をつけてください。(○は1つ)

1 男性	2 女性	3 その他
------	------	-------

問2 あなたの年齢であてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1 20～29歳	2 30～39歳	3 40～49歳
4 50～59歳	5 60～69歳	6 70歳以上

問3 あなたの居住する区に○をつけてください。(○は1つ)

1 中央区	2 花見川区	3 稲毛区
4 若葉区	5 緑区	6 美浜区

問4 あなたの同居者の状況であてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1 同居者はいない	2 19歳以下の同居者がいる
3 20歳以上の同居者だけがいる(19歳以下の同居者はいない)	

問5 あなたの就業(就学)状況に○をつけてください。(○は1つ)

1 正社員	2 派遣・パート・アルバイト
3 経営者(自営・個人事業主含む)・会社役員	4 学生
5 無職(家事専業・年金生活者も含む)	6 その他()

(問5で「1～4、6」と回答した方にお聞きします)

問6 あなたの在勤・在学地に○をつけてください。(○は1つ)

1 千葉市内	2 千葉県内・他市町村
3 東京都内	4 他県(埼玉県・神奈川県等)

(働いている方(学生でアルバイトをしている方も含みます)にお聞きします)

問7 主たる業種に○をつけてください。(○は1つ)

1 農林漁業、鉱業	2 建設業	3 製造業	4 情報通信業
5 運輸業、郵便業	6 卸売業、小売業	7 金融業、保険業	8 不動産業、物品賃貸業
9 学術研究、専門・技術サービス業	10 宿泊業	11 飲食サービス業	12 生活関連サービス業、娯楽業
13 教育、学習支援業	14 医療、福祉	15 公務	16 その他()

Ⅱ 喫煙の状況 … 続いて、あなたの喫煙の状況についてお伺いします。

《参考：たばこの種類》

紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ
<特徴> ・ たばこ葉を原料に<u>含む</u> ・ 燃焼で発生する<u>煙を吸引</u>	・ たばこ葉を原料に<u>含む</u> ・ 加熱で発生する<u>蒸気を吸引</u>	・ たばこ葉を原料に<u>含まない</u> ・ 加熱で発生する蒸気を吸引
<イメージ> 		
<代表的な製品> セブンスター、マールボロ、ラッキーストライクなど	アイコス、プルーム、グローなど	
葉巻	刻みたばこ （パイプや水たばこで使用）	
<イメージ> 		本アンケートではこれらを “たばこ”と呼んでいます。

問8 あなたはたばこ（紙巻や加熱式たばこ等）を吸いますか。 (○は1つ)

1 毎日吸っている	→問9へ
2 ときどき吸う日がある	
3 以前は吸っていたが、1ヶ月以上吸っていない（禁煙した）	→問14へ
4 吸ったことがない	→問16へ

問9 あなたは普段どの種類のたばこを吸いますか。 (○は1つ)

1 主に紙巻たばこ	→問11へ
2 主に加熱式たばこ	→問10へ
3 紙巻たばこと加熱式たばこを併用	
4 主にその他のたばこ（葉巻、刻みたばこ等）	→問11へ

問 10 加熱式たばこを吸い始めた理由として、以下のうちあてはまるものに○をつけてください。(あてはまる全てに○)

1 紙巻たばこより害が少ないと思ったから	2 たばこの煙を周囲の人に吸わせないため
3 友人・知人が吸っていたから	4 紙巻たばこが吸えない場所で吸うため
5 喫煙本数を減らすため	6 その他 ()

問 11 あなたは普段どのような場所・状況でたばこを吸っていますか。場所・状況ごとに「吸う」または「吸わない」の番号に○をつけてください。(○は1つずつ)

場所・状況		吸う	吸わない
自宅の外	施設が定めた喫煙場所（喫煙所など）	1	2
	施設が禁煙と定めた場所	1	2
	混雑していない公共的な場所（駅前、道路、公園など）	1	2
	混雑している公共的な場所（駅前、道路、公園など）	1	2
	周囲に子供や妊産婦、病人がいるとき	1	2
	周囲に食事中の人がいるとき	1	2
	周囲の人の了解が得られたとき	1	2
自宅の中	庭・ベランダ	1	2
	台所・換気扇の下	1	2
	空気清浄機の近く	1	2
	居間・リビング	1	2
	自室・トイレ	1	2
車	自家用車で、未成年の同乗者がいるとき	1	2
	自家用車で、未成年の同乗者がいないとき	1	2
	自家用車で、同乗者がいないとき	1	2
	社用車で、同乗者がいるとき（同乗者に確認はしない）	1	2
	社用車で、同乗者がいるが、了解が得られたとき	1	2
	社用車で、同乗者がいないとき	1	2

問 12 あなたはたばこをやめたいと思いますか。(○は1つ)

1 やめたい	2 本数を減らしたい
3 やめたくない	4 わからない

問 13 禁煙に挑戦する場合、どこから情報を得ようと思いますか。(○は1つ)

1 インターネット	2 テレビ・ラジオ・新聞
3 市の広報媒体(市政だより、ホームページ等)	4 その他()

問 14 あなたは過去に禁煙に挑戦したことが何回ありますか。(○は1つ)

1 1回	2 2回
3 3回以上	4 挑戦したことはない

問 15 あなたが禁煙に挑戦しようと考えるとき、または実際に禁煙に取り組んだときは、どんなときですか。(あてはまるもの全てに○)

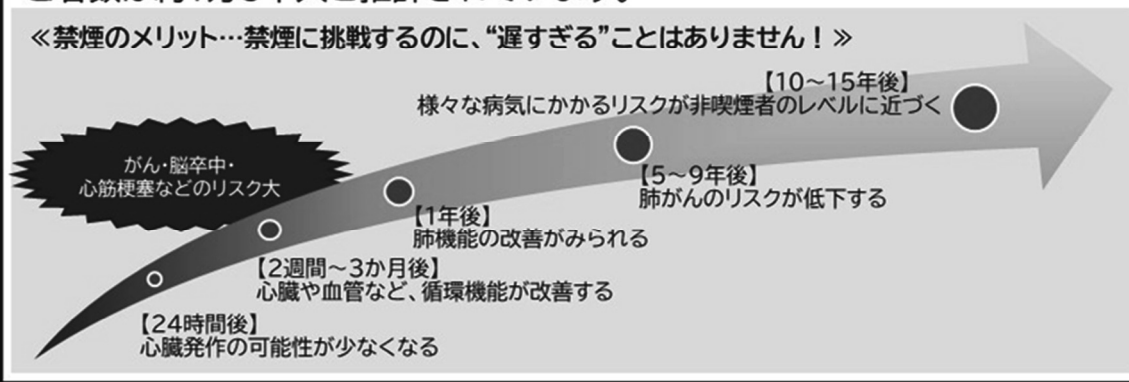
1 家族や周りの人の健康を考えたとき	2 こどもができた／生まれたとき
3 禁煙した人の話を聞いたとき	4 医師・看護師に禁煙を勧められたとき
5 喫煙する知人が体調を崩したとき	6 自分が体調を崩したとき
7 たばこの値段が上がったとき	8 たばこを売っている場所が減ったとき
9 身近な人がやめたとき	10 喫煙する場所が減ったとき

たばこの害と禁煙のメリット

たばこの煙には約5,300種類の化学物質が含まれ、その中には約70種類の発がん性物質が含まれています。

たばこの有害物質は血液を通じて全身に運ばれ、がんや脳卒中、心筋梗塞や、たばこ病ともいわれるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)など、様々な疾患のリスクを高めます。国内の喫煙による死亡者数は年間約19万人、受動喫煙による死亡者数は約1万5千人と推計されています。

《禁煙のメリット…禁煙に挑戦するのに、“遅すぎる”ことはありません！》



Ⅲ 受動喫煙に関するご認識について

問 16 受動喫煙（※他の人が吸っているたばこの煙などを吸ってしまうこと、以下同じ。）による健康への影響の内容として、「知っている」または「知らない」の番号にそれぞれ○をつけてください。

（○は1つずつ）



内 容	知っている	知らない
1 紙巻たばこの先から出る煙には、喫煙者が吸う煙の数倍の有害物質（ニコチン、一酸化炭素等）が含まれている	1	2
2 肺がんのリスクを約 1.3 倍に高める	1	2
3 虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞等)のリスクを約 1.2 倍に高める	1	2
4 脳卒中のリスクを約 1.3 倍に高める	1	2
5 受動喫煙による死亡者数は年間約 1 万 5 千人と推計されている	1	2
6 低出生体重や胎児発育遅延のリスクを高める	1	2
7 乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクを約 4.7 倍に高める	1	2
8 子どもの肺炎、喘息、中耳炎、う蝕（虫歯）のリスクを高める	1	2

問 17 あなたは、加熱式たばこの受動喫煙による健康への影響は、紙巻たばこと比べて、どの程度あると思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○は1つ）

1 加熱式たばこは紙巻たばこと <u>同レベル</u> で周囲の人に健康影響のリスクを与える
2 加熱式たばこは、紙巻たばこに比べて、周囲の人への健康影響のリスクが <u>小さい</u>
3 加熱式たばこは、紙巻たばこに比べて、周囲の人への健康影響のリスクが <u>かなり小さい</u>
4 加熱式たばこは、周囲の人への健康影響のリスクが <u>ほぼ無い</u>

問 18 あなたは飲食店等を利用する際、施設の出入口の「禁煙」や「喫煙専用室あり」などの表示を見て、参考にしますか。（○は1つ）

1 参考にする	2 どちらかといえば参考にする
3 どちらかといえば参考にしない	4 参考にしない

IV 法律（健康増進法）と市条例について…法と条例について、お考えをお伺いします

問 19 望まない受動喫煙をなくすため、法律（健康増進法）による規制と、千葉市独自の条例による規制が 2020 年 4 月に開始したことを知っていますか。（○は 1 つ）

1 法律と条例の両方の規制開始を知っていた	2 法律の規制開始のみ知っていた
3 条例の規制開始のみ知っていた	4 いずれも知らなかった

問 20 受動喫煙に関する法律の規制（健康増進法）の内容について、それぞれ「知っている」または「知らない」の番号に○をつけてください。（○は 1 つずつ）

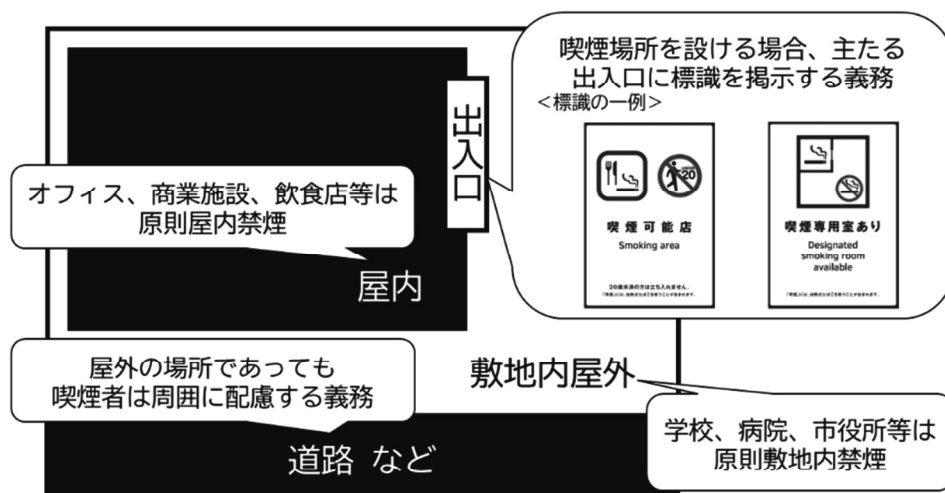
内 容	知っている	知らない
1 学校、病院、保育所、市役所等は原則敷地内禁煙	1	2
2 オフィス、商業施設、飲食店等は原則屋内禁煙	1	2
3 法施行前からある一部の飲食店（※）は喫煙可能にできる	1	2
4 屋内に喫煙室等を設ける場合、標識を掲示する義務がある	1	2
5 保護者が一緒であっても、施設の管理者は 20 歳未満の者を喫煙場所（喫煙専用室等）に立ち入らせてはならない	1	2
6 1～5 に違反した場合、罰金が科される場合がある	1	2
7 加熱式たばこも規制対象となる	1	2
8 屋外や家庭で喫煙をする場合でも、周囲に配慮する義務がある	1	2

（※）2020 年 4 月より前から営業し、客席面積 100 ㎡以下、個人または中小企業（資本金 5,000 万円以下）が経営している飲食店。

問 21 法律の内容を知った媒体に○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

1 国の広報媒体（ホームページ等）	2 新聞や Web 広告
3 市の広報媒体（市政だより、ホームページ等）	4 市のチラシ類（自治会回覧や市立小中学校で配布を実施）
5 市のイベント（区民まつり等）での展示	6 その他（ ）

《参考：健康増進法の規制のポイント》



問 22 受動喫煙に関する千葉市独自の条例の内容について、それぞれ「知っている」または「知らない」の番号に○をつけてください。(○は1つずつ)

内 容	知っている	知らない
1 市役所・区役所等は敷地内禁煙としている	1	2
2 保護者には未成年者を受動喫煙から守る義務がある	1	2
3 法律では喫煙可能にできる一部の小規模な飲食店(※)についても、従業員がいる場合は喫煙不可としている	1	2
4 3に違反した場合、罰金が科される場合がある	1	2

(※) 2020 年 4 月より前から営業し、客席面積 100 ㎡以下、個人または中小企業（資本金 5,000 万円以下）が経営している飲食店。

問 23 条例の内容を知った媒体に○をつけてください。(あてはまるもの全てに○)

1 市の広報媒体（市政だより、ホームページ等）	2 市のチラシ類（自治会回覧や市立小中学校で配布を実施）
3 市のイベント（区民まつり等）での展示	4 その他（ ）

問 24 法律上は喫煙可能にできる小規模な飲食店であっても、働く人を守るため、千葉市では条例で「従業員がいる飲食店は喫煙可にできない」よう、規制強化をしています。この規制強化についてどう思いますか。(○は1つ)



法律上の要件を満たしている小規模な飲食店でも、従業員がいる場合、喫煙可にできない。



1 評価する	2 どちらかといえば評価する	3 どちらかといえば評価しない	4 評価しない
--------	----------------	-----------------	---------

問 25 法と条例の施行（2020 年 4 月）前後で、受動喫煙の頻度はどう変化したと感じますか。(○は1つ)

1 減った	2 やや減った	3 変わらない	4 やや増えた	5 増えた
-------	---------	---------	---------	-------

問 26 2020 年 4 月以降、飲食店の利用について、行動や意識に変化はありましたか。次の中から一番近いものを選んでください。(○は1つ)

1 禁煙の店を選択することが増えた	2 喫煙専用室のある店を選択することが増えた
3 加熱式たばこ専用喫煙室のある店を選択することが増えた	
4 たばこ全般を吸いながら飲食が可能な店*を選択することが増えた *喫煙可能室/可能店、喫煙目的室/目的店	
5 市内外問わず、喫煙できなくなったので飲食店の利用が減った	
6 他市に比べて市内は店内で喫煙できる飲食店が少ないので、他市の飲食店の利用が増えた	
7 店を選択する時に喫煙環境を気にしていない	

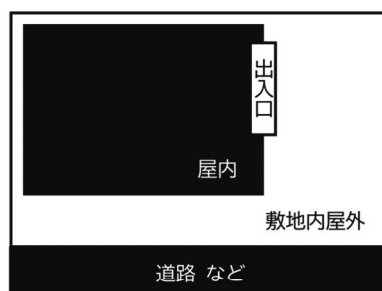
※市内についての質問です

V 受動喫煙被害の状況

問 27 あなたは、過去1年の間に千葉市内の下記の場所で、受動喫煙にあいましたか。あてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。(○は1つずつ)

屋内と敷地内屋外の違いは、右図のとおりです。

また、勤務先が飲食店や遊技場の場合は「2 職場」として回答してください。



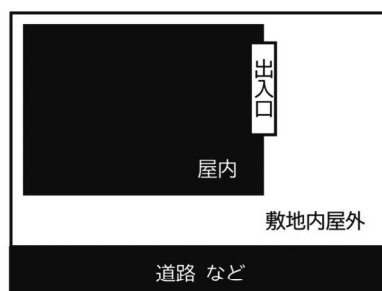
場所の分類	敷地内屋外・屋内 の両方であった	屋内であった	敷地内屋外 であった	あわなかった	いかなかった
1 家庭	1	2	3	4	
2 職場（市内で勤務の場合）	1	2	3	4	5
3 学校（小中高、大学・専門学校等）	1	2	3	4	5
【飲食店関係】					
4 レストラン・食堂	1	2	3	4	5
5 喫茶店	1	2	3	4	5
6 居酒屋・ビアホール	1	2	3	4	5
7 バー・スナック	1	2	3	4	5
8 焼肉・お好み焼き店	1	2	3	4	5
9 その他の飲食店	1	2	3	4	5
【遊技場関係】					
10 ゲームセンター	1	2	3	4	5
11 カラオケ	1	2	3	4	5
12 パチンコホール	1	2	3	4	5
13 マージャンクラブ	1	2	3	4	5
14 その他の遊技場	1	2	3	4	5
【その他各種施設】					
15 行政機関（市役所等）	1	2	3	4	5
16 医療機関（病院・診療所等）	1	2	3	4	5
17 児童福祉施設（保育所等）	1	2	3	4	5
18 高齢者施設	1	2	3	4	5
19 スポーツ施設	1	2	3	4	5
20 公民館等集会所	1	2	3	4	5
21 百貨店・デパート	1	2	3	4	5
22 スーパー・小売店	1	2	3	4	5
23 コンビニエンスストア	1	2	3	4	5
24 ホテル・旅館	1	2	3	4	5
【施設がないその他の場所】		あった		あわなかった	いかなかった
25 駅構内（ホームなど）		1		2	3
26 駅前広場		1		2	3
27 バス・タクシーの車内		1		2	3
28 鉄道の車内や船の内部		1		2	3
29 路上		1		2	3
30 公園・緑地		1		2	3
31 駐車場		1		2	3

※市外についての質問です

問 28 あなたは、過去1年の間に千葉市外の下記の場所で、
受動喫煙にあいましたか。あてはまる番号にそれぞれ
○をつけてください。(○は1つずつ)

屋内と敷地内屋外の違いは、右図のとおりです。

また、勤務先が飲食店や遊技場の場合は「2 職場」
として回答してください。



場所の分類	敷地内屋外・屋内 の両方であった	屋内であった	敷地内屋外 であった	あわなかった	いかなかった
1 家庭					
2 職場（市外で勤務の場合）	1	2	3	4	5
3 学校（小中高、大学・専門学校等）	1	2	3	4	5
【飲食店関係】					
4 レストラン・食堂	1	2	3	4	5
5 喫茶店	1	2	3	4	5
6 居酒屋・ビアホール	1	2	3	4	5
7 バー・スナック	1	2	3	4	5
8 焼肉・お好み焼き店	1	2	3	4	5
9 その他の飲食店	1	2	3	4	5
【遊技場関係】					
10 ゲームセンター	1	2	3	4	5
11 カラオケ	1	2	3	4	5
12 パチンコホール	1	2	3	4	5
13 マージャンクラブ	1	2	3	4	5
14 その他の遊技場	1	2	3	4	5
【その他各種施設】					
15 行政機関（市役所等）	1	2	3	4	5
16 医療機関（病院・診療所等）	1	2	3	4	5
17 児童福祉施設（保育所等）	1	2	3	4	5
18 高齢者施設	1	2	3	4	5
19 スポーツ施設	1	2	3	4	5
20 公民館等集会所	1	2	3	4	5
21 百貨店・デパート	1	2	3	4	5
22 スーパー・小売店	1	2	3	4	5
23 コンビニエンスストア	1	2	3	4	5
24 ホテル・旅館	1	2	3	4	5
【施設がないその他の場所】		あった		あわなかった	いかなかった
25 駅構内（ホームなど）		1		2	3
26 駅前広場		1		2	3
27 バス・タクシーの車内		1		2	3
28 鉄道の車内や船の内部		1		2	3
29 路上		1		2	3
30 公園・緑地		1		2	3
31 駐車場		1		2	3

問 29 あなたは、問 27 と問 28 であげていない下記の施設のいずれかで受動喫煙にあいましたか。受動喫煙にあった場所に○をつけてください。(あてはまるもの全てに○)

1 博物館・美術館	2 劇場・映画館
3 金融機関	4 理美容室等生活サービス店
5 その他 ()	

問 30 あなたが問 27 で「受動喫煙にあった」と選択した市内の場所のうち、受動喫煙にあうことが多かった場所はどれですか。上位3つを番号で記入してください。

例	1 位 (6)	2 位 (29)	3 位 (30)
回答欄	1 位 ()	2 位 ()	3 位 ()

<参考：番号一覧>

1 家庭	2 職場	3 学校	4 レストラン・食堂
5 喫茶店	6 居酒屋・ビアホール	7 バー・スナック	8 焼肉・お好み焼き店
10 ゲームセンター	11 カラオケ	12 パチンコホール	13 マージャンクラブ
15 行政機関(市役所等)	16 医療機関(病院・診療所等)	17 児童福祉施設(保育所等)	18 高齢者施設
19 スポーツ施設	20 公民館等集会所	21 百貨店・デパート	22 スーパー・小売店
23 コンビニエンスストア	24 ホテル・旅館	25 駅構内(ホームなど)	26 駅前広場
27 バス・タクシーの車内	28 鉄道の車内や船の内部	29 路上	30 公園・緑地
31 駐車場			

問 31 あなたが問 30 で回答した上位3つについて、それぞれどのくらいの頻度で受動喫煙被害を受けましたか。(○は1つずつ)

	ほぼ毎日	週に数回	月に1回	数か月に1回	年に1回
1位の項目	1	2	3	4	5
2位の項目	1	2	3	4	5
3位の項目	1	2	3	4	5

VI 市のたばこに関する取組みの認知度と評価

千葉市では受動喫煙対策のための法と条例に違反している施設の指導だけでなく、禁煙に挑戦する市民への助成・無料相談なども行っています。ここでは、各取組みの認知度や評価についてお伺いします。

問 32 あなたは、千葉市が作成している右のステッカー(※受動喫煙対策に取り組む飲食店や事業所の入口付近に掲示されています)を見たことがありますか。見たことがある施設すべてに○をつけてください。(あてはまるもの全てに○)



1 飲食店等	2 事業所等
3 医療機関、福祉施設、各種学校等	4 その他 ()

問 33 法令に違反している受動喫煙の情報を、通常の電話等による相談のほか、匿名・Web 経由でも受け付けていますが、この窓口（“受動喫煙 S O S 情報受付システム”と呼んでいます）をご存じですか。（○は1つ）

1 知っているし、利用したことがある	2 知っているが、利用したことはない
3 知らなかった（この調査で初めて知った）	

問 34 この“受動喫煙 S O S 情報受付システム”についてどう思いますか。（○は1つ）

1 評価する	2 どちらかといえば評価する	3 どちらかといえば評価しない	4 評価しない
--------	----------------	-----------------	---------

右の二次元コードから LINE の友だち登録をすると、法令に違反している施設（喫煙室ではない場所で喫煙させている等）で受動喫煙にあった情報を、市に送ることができます。送られた情報は市の職員が内容を確認し、順次、現地調査や指導等の対応をしています。



問 35 千葉市では禁煙に挑戦する市民の方を応援するため、医療機関で禁煙外来治療（保険適用）を受ける方に治療費の一部（上限1万円）を助成しています（“千葉市禁煙外来助成事業”）が、この取組みをご存じですか。（○は1つ）

1 知っているし、利用したことがある	2 知っているが、利用したことはない
3 知らなかった（この調査で初めて知った）	

問 36 この“千葉市禁煙外来助成事業”についてどう思いますか。（○は1つ）

1 評価する	2 どちらかといえば評価する	3 どちらかといえば評価しない	4 評価しない
--------	----------------	-----------------	---------

問 37 千葉市では禁煙に挑戦する市民の方を応援するため、各区の保健福祉センターで問診や検査を行い、保健師が禁煙達成に向けたプランの作成や無料相談を受付しています（“千葉市禁煙サポート事業”）が、この取組みをご存じですか。（○は1つ）

1 知っているし、利用したことがある	2 知っているが、利用したことはない
3 知らなかった（この調査で初めて知った）	

問 38 この“千葉市禁煙サポート事業”についてどう思いますか。（○は1つ）

1 評価する	2 どちらかといえば評価する	3 どちらかといえば評価しない	4 評価しない
--------	----------------	-----------------	---------

問 39 あなたは、千葉市がたばこや受動喫煙に関する情報を発信する手段として、効果的だと思うものはどれですか。（あてはまるもの全てに○）

1 市政だより	2 市役所や区役所の窓口
3 市のホームページ	4 市の公式 S N S（LINE、X など）
5 その他（ ）	

VII 路上喫煙・ポイ捨て対策について

千葉市では、屋外の公共の場所における路上喫煙・ポイ捨て対策も行っています。（ここでは、市内の道路、公園のほか、土地の所有者を問わず、一般に開放されていて、誰でも出入りや利用が自由に行える全ての場所を「公共の場所」とします。）屋外の公共の場所における路上喫煙・ポイ捨て対策に関連し、喫煙所についてのお考えをお伺いします。

問 40 市内の喫煙所について、あなたの考えに一番近いものを選んでください。なお、現在市が運営する喫煙所は、ＪＲ海浜幕張駅高架下にある屋外喫煙所１か所のみです。（○は１つ）

1	市が運営する喫煙所を増やしてほしい
2	民間事業者が運営する喫煙所を増やしてほしい
3	運営者に関わらず、喫煙所を増やしてほしい
4	現状のままでいい
5	市が運営する喫煙所を無くしてほしい
6	民間事業者が運営する喫煙所を無くして（または減らして）ほしい
7	運営者に関わらず、喫煙所を無くして（または減らして）ほしい

問 41 問 40 の回答理由を選んでください。（あてはまる全てに○）

1	屋外でたばこを吸う人が持つたばこの火によって、やけどなどの被害に遭いたくないから
2	たばこの吸い殻を、路上にポイ捨てされたくないから
3	屋外でたばこを吸う人が持つたばこから出る煙を、吸わされたくないから
4	喫煙者が、屋外でも気兼ねなく喫煙できる場所を作るべきだから
5	喫煙所の整備及び運営は、市が行うべきだと思うから
6	喫煙所の整備及び運営は、市が行うべきではないと思うから
7	現状、たばこに関することで困っていないから
8	喫煙所がある（または数が多い）ことで、喫煙者が増えてしまうと思うから
9	喫煙所がある（または数が多い）ことで、その周りに煙や臭いの被害が出てしまうから
10	喫煙所がある（または数が多い）ことで、街の治安や景観が悪くなってしまうから

問 42 民間事業者による喫煙所の新規設置に対し、市が補助することの必要性についてどう思いますか。（○は１つ）

1	補助は不要である	2	どちらともいえない	3	補助する必要がある
---	----------	---	-----------	---	-----------

Ⅷ 千葉市への意見・要望

問 43 受動喫煙対策や今後のたばこ対策に関して、千葉市へのご意見、ご要望がありましたら、お書きください。

受動喫煙対策

禁煙支援

路上喫煙、パイ捨て対策

ご回答いただいた内容は統計的に処理され、調査の目的以外には使用いたしません。

 アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。